

住民税非課税世帯などへ給付します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担が増えたことを踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に、1世帯当たり5万円を給付します。



支給対象(①②のいずれか)と申請方法

①住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯



11月に市から届いた確認書を確認して返送

申請期限 令和5年1月31日(火)当日消印有効

世帯の中に令和4年1月1日から9月30日までに転入した人がいる場合は、確認書が届きませんので、市の相談窓口で相談してください。

②家計急変世帯

令和4年1月から12月までの家計が予期せず急変したことにより収入(所得)が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当*になった世帯



事前に市の相談窓口へ電話で相談し、対象であれば申請

申請期限 令和5年1月31日(火)当日消印有効

*世帯員全員の各年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1カ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること。

①②にかかわらず、住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外です。

市の相談窓口

場 所 市役所1階 給付金事務室
電 話 ②1118(直通)
受付時間 8:30~17:15
 (土日祝、12/29~1/3除く)

内閣府コールセンター(制度に関する問合せ先)

電 話 0120(526)145
受付時間 9:00~20:00
 (土日祝、12/29~1/3除く)



冬季の省エネに取り組もう

全国的に電力需給は厳しい状況が見込まれ、12月1日から令和5年3月31日まで国から節電要請が出ています。寒い冬は特に、暖房などの利用によりエネルギーの消費が増える季節です。電力需給の逼迫に備え、日頃から各家庭や事業所で、空調機器の適切な温度での利用など、無理なく身近でできる省エネルギーや節電に取り組ましましょう。

身近でできる省エネの取り組み例

家庭で

エアコン

重ね着などをして、室温は20℃を目安にする

冷蔵庫

食品を詰め込み過ぎないようにする

テレビ

消すときは、本体の主電源を切る

事業所で

照明

使用していない場所(会議室や廊下など)は消灯する

パソコンやコピー機

長時間離れるときは、電源を切るか、スタンバイモードにする

その他の省エネの取り組みなど
詳細はこちら



経済産業省HP



省エネルギーや節電にもつながるゼロカーボンに向けた取り組み「ゼロカーボンアクション30」を8ページで紹介しています。